令和７年度　施設等利用給付認定の申込みについて 新規

豊川市子ども健康部保育課

Ⅰ　施設等の利用

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（以下「幼稚園」という）や認可外保育施設などを利用する子どもについて、幼児教育・保育の無償化の適用を受けるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、各施設や認定区分により、無償化される額が異なります。

【施設等利用給付認定区分】

認定区分	対　　象	対象となる施設
１号認定	満３歳以上の未就学児 （２・３号認定を除く）	幼稚園（注釈１）
２号認定	施設を利用する年度の４月１日時点で３歳以上の未就学児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等（注釈２）に通園していないが、保育を必要とする子ども	幼稚園（預かり保育を含む） 認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育 ファミリー・サポート・センターなど
３号認定	施設を利用する年度の４月１日時点で３歳未満の未就学児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等（注釈２）に通園していないが、保育を必要とする子ども（ただし、保護者及び保護者と同一世帯に属する者が住民税非課税の場合に限る）	

注釈１：豊川市内の幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行していません。

注釈２：子ども・子育て支援新制度による教育・保育給付認定を既に受けており、保育所、認定こども園（教育・保育給付２・３号認定に限る）、小規模保育事業所等に通園している子どもは、対象外です。

Ⅱ　１号認定

満３歳から５歳までの幼稚園を利用する子どもの利用料が、無償化の対象となります。

無償化の対象となるためには、１号認定を受ける必要があります。利用する幼稚園に、施設等利用給付認定申請書を提出してください。

注意：保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合は、２・３号認定となります。

１．提出書類

【必ず提出する書類】

① 認定申請書

【必要に応じて提出する書類】

② 在留カード（両面）又は特別永住者証明書（写）

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第３０条の４第１号）

別紙記入例（７頁）を参考にして記入してください。

②在留カード又は特別永住者証明書（写）

家族全員の在留カード（両面）又は特別永住者証明書（切り替え前の有効な外国人登録証明書でも可）の写しを提出してください。

Ⅲ　２・３号認定

施設を利用する年度の４月１日時点で３歳（年少）から５歳（年長）までの子ども（２号認定）又は、施設を利用する年度の４月１日時点で３歳未満の住民税非課税世帯の子ども（３号認定）の保護者が、「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園、認可外保育施設などを利用する場合、利用料が無償化の対象となります。

また、既に教育・保育給付認定（１号）を受け、幼稚園などに通園している子どもの保護者が、「保育を必要とする事由」に該当する場合、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。教育・保育給付認定（２号・３号）を受け、保育所などに通園している場合は、対象となりません。

１．認定のための保育の必要性の確認

２・３号認定を受けて施設を利用できるのは、保護者（基本的に父母）が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合です。

【保育を必要とする事由】

１．居宅外労働	保護者が居宅外で労働を月６０時間以上している。会社等の就業規則でテレワーク（在宅勤務）が認められている場合も含みます。 **※３歳未満の子どもの場合も、この要件で認定されます。**
２．居宅内労働	保護者が居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働を月６０時間以上している。 **※３歳未満の子どもの場合は、この要件では認定されません。**
３．出　産　等	児童の母が産前産後それぞれ８週の期間内である。(ただし、多胎妊娠の場合は産前１４週)
４．保護者の疾病、障害	保護者が入院している、おおむね月１０日以上通院する必要がある又は心身に障害があって、常時保育ができない場合。
５．同居の親族等の病気看護・介護	保護者が同居の親族等に対して、①自宅看護を常時行っている、②入院付添を月６０時間以上行っている、③通院の付添及び介護を常時行っている、のいずれかに該当する場合。
６．災　害　等	保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている。
７．求職活動	保護者が居宅外で求職活動（起業準備を含む）をするため。（認定期間は、３ヶ月間となります。）

８．就　　学	保護者が職業訓練校や大学等に月６０時間以上就学している。
９．そ　の　他	虐待やＤＶのおそれがあるなど、上記１～８までと同様に保育が必要である状態にある。

事実確認のため市役所から連絡又は現地訪問することがあります。事実と異なる申込みをした場合は、認定を取消します。
なお、保護者が育児休業中は申込みできません。（復帰月及び復帰月の前月を除く）

２．提出書類

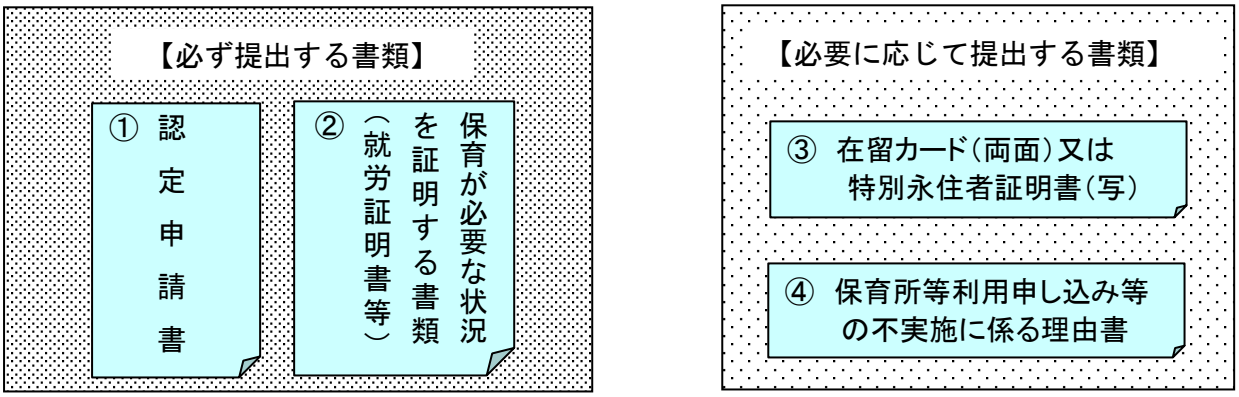

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第３０条の４第２号・第３号）
別紙記入例（９頁）を参考にして記入してください。

②保育が必要な状況を証明する書類
就労証明書等の書類です。保護者の状況によって、主に以下のとおり分類されますので、該当するものを提出してください。なお、以下の分類にない場合は、保育課が指定する書類を提出してください。

ア．就労証明書	保護者が次の場合に提出してください。 ①会社等に勤務又はテレワーク（在宅勤務）をしている ②自営業や農林漁業の事業主・代表として勤務している ③内職をしている ④親族が経営する事業所に勤務している ⑤親族が営む農林漁業に従事している **※事業主、所属長又は内職の提供先の証明を受けてください。** **※テレワーク（在宅勤務）の方は会社の就業規則や辞令等、テレワーク（在宅勤務）を会社等に承認されていることが確認できる資料を併せて提出してください。** **※自営業や農林漁業の事業主・代表の方は事業従事を客観的に証明する資料（確定申告書、開業届、農家台帳等）の写しを併せて提出してください。**

イ．母子健康手帳の写し	児童の母が出産予定の場合に提出してください。母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されているページの写しが必要です。
ウ．医師の診断書	保護者が病気の場合に、家庭での保育ができない旨が書かれた診断書を提出してください。
エ．障害者手帳等の写し	保護者が心身に障害のある場合に提出してください。
オ．介護・看護申出書	保護者が同居の親族等に対して日常的に介護・看護等を行っている場合に提出してください。※介護・看護される方の診断書や身体障害者手帳の写し等を併せて提出してください。
カ．ハローワーク受付票の写し	保護者が求職活動中（起業準備を含む）の場合に提出してください。入所後令和７年５月３１日までに、再度就労証明書等を提出していただきます。
キ．通学又は在籍証明書など及びカリキュラム	保護者が就学中の場合に提出してください。※就学時間のわかる学校の時間割表の写し等を併せて提出してください。

※就労内容等に変更があった場合は、新たに就労証明書等を提出してください。

⑴求職活動（起業準備を含む）の方

認定期間終了までに「保育を必要とする事由」１又は２（３歳未満の子どもの場合、この要件では認定されません。）の基準を満たした就労証明書等を提出してください。提出がない場合は、認定取消しとなります。

⑵育児休業中の方（育児介護休業法によって定められた育児休業を取得されている方）

育児休業から同じ職場に復帰する場合に、復帰月の前月からの申込みができます。新年度４月入園は、令和７年５月３１日までに育児休業から復帰する方が対象となります。申込みの際に、就労証明書の「復職(予定)年月日」欄にて確認します。

また、復帰後に再度、就労証明書を提出していただき、復帰を確認します。提出がない場合や退職等により育児休業から復帰されない場合は、認定取消しとなります。

③在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国籍の方のみ必要）

家族全員の在留カード（両面）又は特別永住者証明書（切り替え前の有効な外国人登録証明書でも可）の写しを提出してください。

④保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書　※認可外保育施設のみ利用する場合

認可外保育施設のみを利用している場合は、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書を記入のうえ提出してください。

Ⅳ　各施設等の無償化月額上限額

【施設ごとの月額上限額】

施　　設	認　定　区　分	月　　額　　上　　限　　額
幼稚園	１号認定	利用料２５，７００円まで（注釈３）
	２号認定	利用料２５，７００円まで（注釈３） 預かり保育１１，３００円まで（注釈４）
	３号認定	利用料２５，７００円まで（注釈３） 預かり保育１６，３００円まで（注釈４）
認定こども園など（教育・保育給付１号認定に限る）（注釈５）	２号認定	預かり保育１１，３００円まで（注釈４）
	３号認定	預かり保育１６，３００円まで（注釈４）
認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育 ファミリー・サポート・センターなど	２号認定	各施設の利用額合計３７，０００円まで
	３号認定	各施設の利用額合計４２，０００円まで

注釈３：利用料には、入園初年度に限り、入園料が月額（４月入園で１年間在園した場合、入園料を１２で割った額）に換算して対象となります。

注釈４：利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（４５０円×利用日数）

注釈５：認定こども園や子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園の教育・保育給付１号認定を受けており、施設等利用給付２・３号認定の対象となる場合は、預かり保育が対象となります。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担となります。ただし、幼稚園については、「豊川市私立幼稚園給食費無料化事業」により支援する予定です。

Ⅴ　認定までのながれ

１．認定申請書の申込み

通園している又は、入園の決定した施設へ施設等利用給付認定申請書等の必要書類を提出ください。（個人番号を記入した欄へ、保護シールを貼り付けてください。）

※申込期間については、各施設へご確認ください。

２．施設等利用の給付認定

施設に入園状況を確認後、対象者の方には市から施設等利用給付認定通知書を送付します。（新年度４月入園は認定事務が集中するため、施設等利用給付認定通知書の発行に時間を要することがあります。）

今後、認定内容をもとに、利用料（上限額あり）が無償化の対象となります。無償化の方法等については、施設を通してお知らせします。

【問い合わせ先：豊川市子ども健康部保育課　TEL：０５３３－８９－２２７４】